

広報たかさご広告掲載基準

掲載 順位	業 種	内 容	備 考
1	政府機関、地方公共団体及びこれらに準ずるもの	業務全般	
2	公社、公団、日本放送協会	利用者サービスを目的とする	
3	(1) 私企業のうち、公共性の強い企業で次に掲げるもの (火災共済、運輸、水道、電気、ガス、新聞、放送) (2) 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合など	市民生活に役立つものとする	ここでいう運輸とは、鉄道事業法、道路運送法、航空法で事業免許を受けたものとする
4	私企業のうち、市内で公共事業を請け負っているもの	市内で行う工事を通じて、スポンサーの宣伝を行うものとする	ここでいう公共事業とは、土地収用法第3条に該当する事業をいう
5	市内の商店街、市場、専門店の連合体	市民生活に役立つ業務案内など	原則として、中小企業等協同組合法などの法律に基づいて設立された組合
6	市内の学校法人、各種市民団体	文化行事(ただし、営利・宗教・政治又は反社会的なものを除く)または学生募集	各種学校(学校教育法第1条及び第124条に定める以外の学校)を除く
7	レクリエーション施設等を経営するもの	利用案内等	
8	その他のもの及び上記に掲げるものが、当該広告の内容以外のものを掲載する場合	次のいずれにも該当しないものとする 1 公序良俗に反するおそれのあるもの 2 政治性、宗教性のあるもの 3 社会問題について主義主張を含むもの 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの 5 個人の名刺広告 6 社員等の募集広告 7 あたかも本市が推奨しているような表現のもの 8 その他、掲載することが不相当と認められるもの	